

東京電機大学高等学校学則

(規2第39号)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は学校法人東京電機大学設立の趣旨に則り、義務教育を終えたものに対し、高等普通教育を施し、もって文化の進展に貢献できる心身ともに健康にして実践的な公人を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東京電機大学高等学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都小金井市梶野町4丁目8番1号におく。

第2章 課程の組織及び収容定員

(課程)

第4条 本校の課程・学科及び収容定員は次のとおりとする。

全日制の課程

普通科 750名

2 各学級の収容定員は、1学級40名以内とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全日制の課程 3年

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

- 第2学期 9月1日から12月31日まで
第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 二 創立記念日 9月11日
 - 三 日曜日
 - 四 春季休業日 3月26日から4月1日まで
 - 五 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - 六 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- 2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫した事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 中学校を卒業した者
- 二 前項に準ずる学校を卒業した者
- 三 外国において、学校教育における9年の課程を終了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学)

第10条 収容定員に欠員があるときは、学歴及び学力に応じ適当学年に転入学及び編入学を許すことができる。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い入学を許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の書類に選抜料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに所定の手続をしなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われないうちは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届出で承認を得なければならない。

(留学)

第15条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願出で、許可を受けなければならない。

2 前項に定める留学を許可された生徒が外国の高等学校において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本校にて修得した単位として認定することができる。

3 留学についての事項は別に定める。

(退学)

第16条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願出で、許可を受けなければならない。

(再入学)

第17条 第14条及び前条の規定により、転学または退学した者が、再入学を願出たときは、その事由により許可することがある。

(休学)

第18条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため3カ月以上出席することができないときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願出で、許可を受けなければならない。

(復学)

第19条 前条の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願出で、許可を受けなければならない。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業等

(教育課程)

第20条 本校の教育課程は、別表に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間等により編成する。

(学習評価)

第21条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第22条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは卒業証書を授与する。

(原級留置)

第23条 生徒が長期休学又は欠席その他の事由により所定の単位を修得せず、進級させることが適当であると認めがたいときは原学級に留め置くことがある。

第6章 保証人

(保証人)

第24条 保証人は次の各号に掲げる者とする。

- 一 親権者、後見人
- 二 兄弟、縁故ある者
- 三 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うもので常に学校教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第25条 保証人が転籍、転居または氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失そうまたは禁治産の宣告もしくは破産等にかかるものであるときは、改めて保証人を定めなければならない。

3 保証人が適当でないときは変更させることがある。

第7章 教職員

(教職員)

第26条 本校に次の教職員を置く。

- 一 校長 1名
- 二 教頭 1名

- 三 教 諭 31名以上
 - 四 講 師 17名以上
 - 五 養護教諭 1名以上
 - 六 事務職員 5名以上
 - 七 学生職員、補助職員
 - 八 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- 2 校長は校務を総括し、所属職員を監督する。
 - 3 教頭は校長を補佐し、校務を整理する。
 - 4 前第2項及び第3項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 学費、入学金及び選抜料

(学費、入学金及び選抜料)

第27条 学費は、授業料、教育充実費とする。

- 2 本校の学費、入学金及び選抜料は次のとおりとする。なお、東京電機大学中学校からの入学者に対する入学金は、所定の入学金の3分の2相当額とし、選抜料は免除する。

(学費)

学 年	授 業 料 (年 額)	教 育 充 実 費 (年 額)
1 年	391,000 円	195,000 円
2 年	391,000 円	195,000 円
3 年	391,000 円	195,000 円

(入学金及び選抜料)

	全 日 制 の 課 程 (普 通 科)
入 学 金	240,000 円
選 抜 料	23,000 円

(納入及び納入の特例)

- 第28条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、学費を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 第18条の規定により、休学を許可したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月から学費を免除することがある。

又、特別な事由のある場合は別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第29条 正当な理由がなく、かつ所定の手続を行わずに学費を3カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第30条 すでに納入した学費、入学金及び選抜料は理由のいかんを問わず返還しない。

第9章 賞 罰

(ほう賞)

第31条 生徒がその成績、性行とも優れ他の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲戒)

第32条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは懲戒処分を行う。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者